

## FC 東京 年間チケット規約

### ■ 第 1 条（はじめに）

本規約は東京フットボールクラブ株式会社（以下「当社」という）が主管するホームゲームを対象とした年間チケット（後半年間チケットも含まれます。以下同じ）の購入・利用に関して、第 5 条に定める年間チケット購入者（以下「購入者」という）に対して適用される条件を定めたものです。

### ■ 第 2 条（本規約の範囲）

当社のオフィシャルホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法により当社が提示する諸規定（以下「諸規定」という）も、本規約の一部を構成するものとします。本規約の定めと、諸規定の定めが抵触する場合には、諸規定の定めが優先して適用されるものとします。

### ■ 第 3 条（本規約の内容およびサービスの変更）

当社は、本規約および購入者に提供するサービス（各種の特典を含みます。以下「本サービス」という）の内容を、別途定めがある場合を除き当社のオフィシャルホームページ上への掲載、個別の電子メールによる送信または各種案内等の郵便、その他適切な方法によって、変更内容および変更の時期を周知することにより、随時変更することができ、購入者は、これをあらかじめ了承するものとします。

### ■ 第 4 条（当社からの通知）

本規約および本サービスの内容の変更等に関する当社からの通知は、別途定めがある場合を除き当社のオフィシャルホームページ上への掲載、個別の電子メールによる送信または各種案内等の郵便、その他適切な方法によって、送信した時点からその効力を生じるものとします。

### ■ 第 5 条（購入者）

1. 購入者とは、年間チケット購入申込時において本規約の内容を承諾の上、当社指定の手続きによる年間チケット購入申込みを行い、当社が指定する方式に従って、所定の料金を支払った方とします。ただし、年間チケット購入申込者が申込みを行う時点において 18 歳未満の場合は、年間チケット購入申込みに関し保護者の同意が必要となります。
2. Jリーグ ID 利用して年間チケットを購入すると購入者専用のマイページを利用することができます。
3. 年間チケット購入申込者は、本規約の内容に同意して、年間チケット購入申込をするものとします。

### ■ 第 6 条（年間チケット購入および取消）

1. 年間チケットの料金は、毎年度ごとにチケットの種類に応じて、当社が、別途定めるものとします。
2. 購入者は、前項の料金を当社の定める方法により当社の定める時期までに支払うものとし、購入者が指定した決済方法で決済されることに同意するものとします。
3. 当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、理由の如何を問わず第一項の料金を購入者に対して返却いたしません。
4. 第 1 項の料金の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、原則購入者の負担とします。
5. 当社は、前条の年間チケット購入申込者が次の各号に該当する場合を除いて、購入者としてサービスを利用するこ

とができるものとします。ただし、購入者が次の各号に該当していることが判明した場合、当社は、当該購入者の年間チケット購入申込みを取消することができるものとします。

- (1) 当社が別途定める支払期限までにお支払いが完了しなかった場合
- (2) 年間チケット購入申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- (3) 年間チケット購入申込者が実在しない場合
- (4) 年間チケット購入申込者が第 15 条に定める反社会的勢力等に該当していると認める場合またはその疑いが認められる場合
- (5) 本規約に違反した場合
- (6) その他、購入者として不適切であると当社が認める場合

#### ■ 第 7 条（有効期間）

1. 購入者資格の有効期間は、年間チケットの購入日から当該年間チケット該当の最終試合までとします。
2. 購入者は当社が指定した期間内において継続手続きを行うことにより、次年度の年間チケットを継続購入することができます。
3. 前条第 1 項の料金の支払い方法をクレジットカード払いかつ自動継続を希望して年間チケット購入申し込みを行うことができます。ただし、購入者の前条第 1 項の料金やサービス内容は年度ごとに見直し変更される場合があることを自動継続希望者は了承して自動継続を希望するものとします。
4. 自動継続を希望した購入者については、当社が事前に告知する指定期日までに、次年度以降の継続購入拒絶を行わない場合、購入者資格の自動継続希望者とし、次年度以降の同じ種類（席種や席番号）の年間チケットの前条第 1 項の料金（前項により変更があった場合は変更後の料金）をクレジットカードで支払うものとします。
5. 前項の定めにかかわらず、前条第 1 項の料金、サービス内容の変更により、当社の判断にもとづき、継続購入を停止させていただく場合があります。その場合、メールにて事前通知いたします。

#### ■ 第 8 条（諸費用）

第 6 条第 1 項以外の料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利用料金を定めて購入者に対して明示します。

#### ■ 第 9 条（会員証）

1. 第 5 条および第 6 条に基づく年間チケット購入をした場合、当社は、購入者の希望により年間チケット会員番号を表示した会員証または、Jリーグ ID 保有者には年間チケット購入者専用マイページで表示するデジタル会員証を発行し、これを購入者に提供します。
2. 前条の会員証またはデジタル会員証は、購入者の氏名が記載された本人に限り利用可能とし、購入者は、購入者による本サービスの利用に際して必ず提示するものとし、提示がない場合、本サービスを受けることができないものとします。
3. 購入者は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第 23 条記載の「FC 東京 CRM 部」宛てに連絡するものとします。
4. 前項の会員証の紛失、盗難に伴い購入者が希望する場合には、別途定める再発行手数料を購入者に負担いただくことにより当社は会員証を再発行いたします。
5. 購入者が当社から購入者に対する会員証を含む送付物の送付先を日本国外に指定することはできません。

#### ■第10条（譲渡等の禁止）

購入者は、会員証、会員番号および本規約に基づく購入者としての地位を、他の購入者を含む第三者（以下「第三者」という）に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供与することはできないものとします。

#### ■第11条（購入者情報の変更）

1. 購入者は、第5条の年間チケット購入申込時に当社に届けた住所、電話番号、電子メールアドレス等に変更が生じたときは、速やかにその内容を購入者専用マイページまたは当社所定の方法にて変更を行うこととします。
2. 購入者は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、当社から購入者宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより送付物の発送に関する費用が増加した場合、当該増加費用をすべて負担するものとします。
3. 婚姻などによる姓の変更等、当社が特別に承認した場合を除き、購入者は年間チケット購入時の届出内容である氏名を変更する事はできないものとします。
4. 年間チケット購入申込時の届出内容および第1項の変更届出に関する責任はすべて購入者が負うものとし、それが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。
5. 送付物が購入者に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止いたします。
6. 年間チケット購入後にチケットの種類（席種や席番号）の変更を行うことは原則できません。

#### ■第12条（自己責任の原則）

1. 購入者は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑または損害を与えないものとします。
2. 本サービスの利用に関連して、購入者が第三者に対して損害を与えた場合または購入者と第三者との間で紛争が生じた場合、当該購入者は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 購入者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、本サービスの利用により発生した購入者の損害一切に対し、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
5. 当社以外の第三者が購入者に対して提供するサービス等の利用に関連して購入者が損害を受けた場合、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社はいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

#### ■第13条（営業活動の禁止）

購入者は、本サービスを利用して営利または宗教等の特別な目的を有する行為およびその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

#### ■第14条（その他の禁止事項）

当社は、購入者が次の各号の行為を行うことを禁止します。

1. 本サービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為またはそのおそれがある行為
2. 第三者になりすまして年間チケットを購入する行為
3. 他の購入者になりすまして本サービスを利用する行為
4. 特典等を第三者に販売する行為
5. 当社または第三者を誹謗中傷する行為
6. 当社または第三者に不利益を与える行為
7. 運営を妨げるような行為
8. 申込書・申請書などの提出書類等において虚偽の内容を記載し、あるいは虚偽の報告をする行為
9. 前各号の他、本規約、法令または公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為、その他購入者としてふさわしくない行為
10. 前各号の行為を第三者に行わせる行為
11. 二次流通サービス等で購入した特典品（クーポンやチケットを含む）を使用する行為

#### ■第15条（反社会的勢力の排除）

1. 当社は、購入者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集团的または常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）およびその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指します）または反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」といいます）に該当していると認める場合またはその疑いが認められる場合、本サービスの利用の申込を拒否することができるものとします。
2. 当社は、購入者が反社会的勢力等に該当していると認める場合またはその疑いが認められる場合、当該購入者の購入者資格を取り消すことができるものとします。なお、かかる場合において、当該購入者が本サービスおよび付随サービスにかかる対価・費用を支払済みのときも、当社および当該付随サービスの提供者は、一切の対価・費用の払戻しを行わないものとし、当該購入者は、購入者資格の取消しにより生じた損害等を何ら請求できないものとします。

#### ■第16条（購入者資格の喪失）

1. 購入者は、以下の各号のいずれかに該当した場合、購入者資格を喪失するものとします。
  - (1)年間チケット購入申込みが取消された場合
  - (2)本規約に違反したまたは違反したおそれが高いと当社が判断する場合
  - (3)購入者が死亡した場合
2. 前項の場合、当社は、購入者またはその相続人等に対して年会費を返却しません。

#### ■第17条（年間チケット制度の終了）

1. 当社は、当社の裁量で年間チケット制度を終了し、購入者に対するサービスの提供を中止することができます。
2. 当社が前項の措置をとったことにより購入者または第三者が損害を蒙った場合でも、当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任および損害賠償義務を負わないものとします。

#### ■第18条（免責）

1 当社は、本サービスの利用により購入者または第三者が被った損害については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

2 本規約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 3 項の消費者契約に該当する場合には、本規約のうち、当社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において購入者に発生した損害が当社の債務不履行または不法行為に基づくときは、当社は、年間チケットの料金の単価または 1 万円いずれか高い方を上限として損害賠償責任を負うものとします。ただし、当社に故意または重過失がある場合は除きます。

#### ■ 第 19 条（購入者情報の利用目的）

当社は、購入者から個人情報を取得した場合には、当該個人情報を当社が別途定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

#### ■ 第 20 条（準拠法）

本規約の成立、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### ■ 第 21 条（専属的合意管轄裁判所）

当社および購入者は、当社と購入者との間で本規約、年間チケットサービスの利用に関して紛争が生じた場合、双方誠意をもって協議することとしますが、それでもなお解決しない場合は、その訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### ■ 第 22 条（問合せ先）

この規約についてのお問合せは FC 東京 CRM 部（042-444-2630）までお願いします。

#### 附則

本規約は、2023 年 12 月 6 日より施行します。